

医者も知らない 平穏死



連載 58

〈長尾和宏〉長尾クリニック院長・日本尊厳死協会副理事長。著書に「平穏死」10の条件」など。

医療福祉連携士をどこで存じでしようか？ 医療と福祉分野を連携、調整させる専門職のことで、平成23年度に日本医療マネジメント学会が認定制度をスタートさせました。

民間の資格なので、診療報酬はつきません。ほとんどの方が別の仕事を持ちながら、ボランティアとして活動されています。先日、この勉強会で講演をさせていただいたのですが、医師、看護師、社会福祉士の資格を持つ方が大半でした。

病院を退院したら、「自宅で療養したいけど家族だけで介護できるか不安」「在宅訪問してくれる医師はいないか」など、いろんな問題が生じてきます。そんな時に、介護保険制度や障害者福祉サービス、患者さんや

医療と福祉を連携する専門職

ご家族が希望する医師や病院などを紹介します。

また、経済面、療養中の心理的・社会的問題の相談にも対処します。いわば患者さんの思いをかなえるコンシェルジュ。残念ながら、医療と福祉分野の連携はまだですが、それを助ける役割を担っているのです。

医療福祉連携士の肩書を持つ人は全国に200人ほどいるのだとか。同じような職種に、トータルヘルスプランナー（THP）もあります。こちらは医療と介護を統合していく役割。THPは当院にも1人います。医師は病気のことは分かりますが、介護の制度などは専門家ではありませんから……

いずれも、在宅で平穏死を願っている方はぜひ知っておきたい職業です。医療と福祉の連携がうまくいかなくて困るのは、患者さんなのです。

(写真はイメージ)

